

市民農園の開設について

市民農園は、特定農地貸付法により開設が進められてきました。法律施行当時、市民農園を開設できたのは、地方公共団体と農業協同組合のみでしたが、法律の改正により、農地所有者（農家など）や、農地を所有していない企業・NPO法人などについても、開設が可能となりました。

遊休農地の有効活用や地域活性化のため、市民農園を開設してみませんか。

★市民農園の開設方法

市民農園は、特定農地貸付方式（利用者に農地を貸し付ける方式）により開設できます。なお、適用する法律により、「市民農園整備促進法」による開設と、「特定農地貸付法」による開設に分類することができます。

①「市民農園整備促進法」による開設

市民農園が開設できる場所は、市町村が指定した「市民農園区域」または都市計画法の「市街化区域」に限られます。（特定農地貸付法の場合は、特に指定されていません。）

市民農園整備促進法による開設では、農地と併せて附帯施設（水道、駐車場、トイレ、休憩施設、農機具庫など）を整備することができます。

②「特定農地貸付法」による開設

市町村などと協定の締結を行うことにより開設できます。

特定農地貸付法では、農地の貸付けに限られ、附帯施設を整備することはできません。また、開設場所については、特に区域を限ってはいません。

尚、農地の貸付けをするには、主に以下の要件を満たす必要があります。

- 利用者1人への貸付面積が10a(1000㎡)未満である。
- 貸付期間が5年を超えないこと。
- 複数の者に貸し付けること。
- 営利を目的としない農作物の栽培のために貸し付けられること。

①市民農園整備促進法による開設手続きの流れ

都道府県知事による「市民農園整備基本方針」の策定

- 市民農園の整備の基本的な方向
- 市民農園区域の設定に関する事項
- 市民農園の整備に関する事項
- 市民農園の運営に関する事項 など

「基本方針」に基づき市町村が「市民農園区域」を指定
(市街化区域は不要)

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域で、市民農園として利用することが適当と認められることなどの要件に該当するものを市民農園区域として指定することができる。

市民農園開設者が「整備運営計画」を作成し、市町村が認定

市民農園開設者

【整備運営計画の作成】

- 市民農園の用に供する土地の所在
- 市民農園の用に供する農地の位置、面積
- 市民農園施設の整備に関する事項
- 利用期間その他の条件 など

申請

市町村

農業委員会の決定

認定

* 特定農地貸付方式により農家や企業、NPOなどが開設する場合は、市町村などと貸付協定の締結が必要です。

市民農園の開設

市町村が市民農園の整備運営計画を認定すると

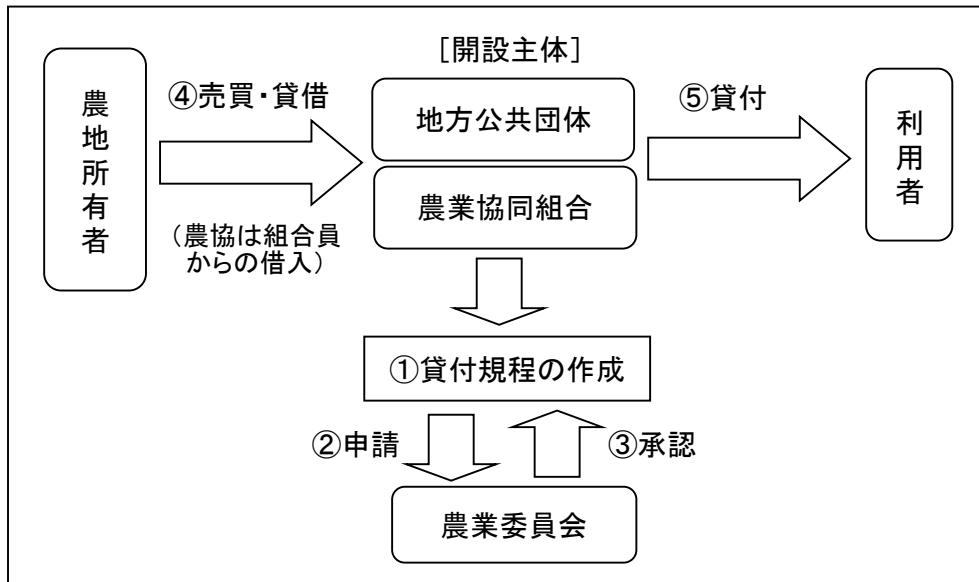
- 特定農地貸付法の承認があったものとみなされ、農地法の権利移動の許可等が不要。
- 農地法の転用許可があったものとみなされ、整備運営計画に定める休憩施設等の整備については、農地法の転用手続きが不要。
- 市街化調整区域で開設する場合、都市計画法の開発行為などの許可が可能。

開設希望者は市町村と「貸付協定」を締結するとともに、「市民農園整備運営計画書」を作成の上、市町村の認定が必要になります。認定後、地方公共団体などを介して農地を借り、「市民農園整備運営計画書」に基づき市民農園を開設します。

附帯施設などを整備する場合に、農地法の転用許可が不要になります。

②特定農地貸付法による開設手続きの流れ

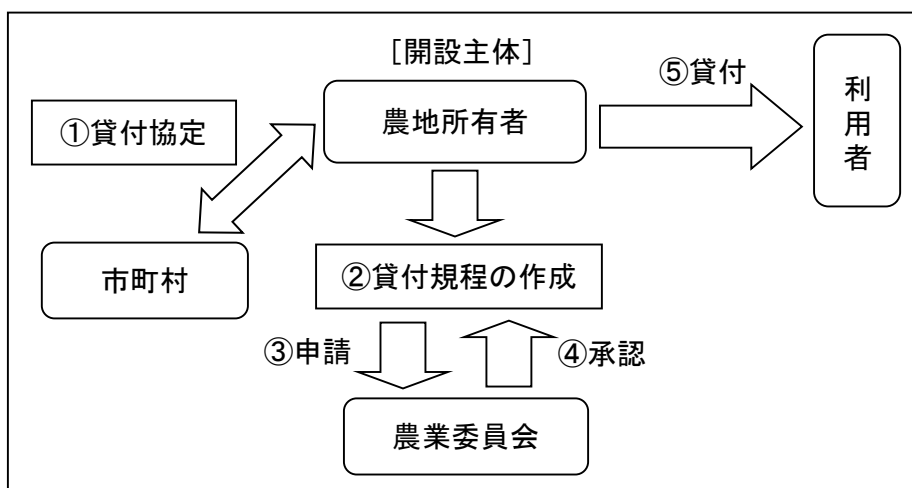
【地方公共団体及び農業協同組合の場合】



市町村などの地方公共団体は、農地を買入れて、又は借入れて市民農園を開設できます。農協も組合員から農地を借りて開設できます。

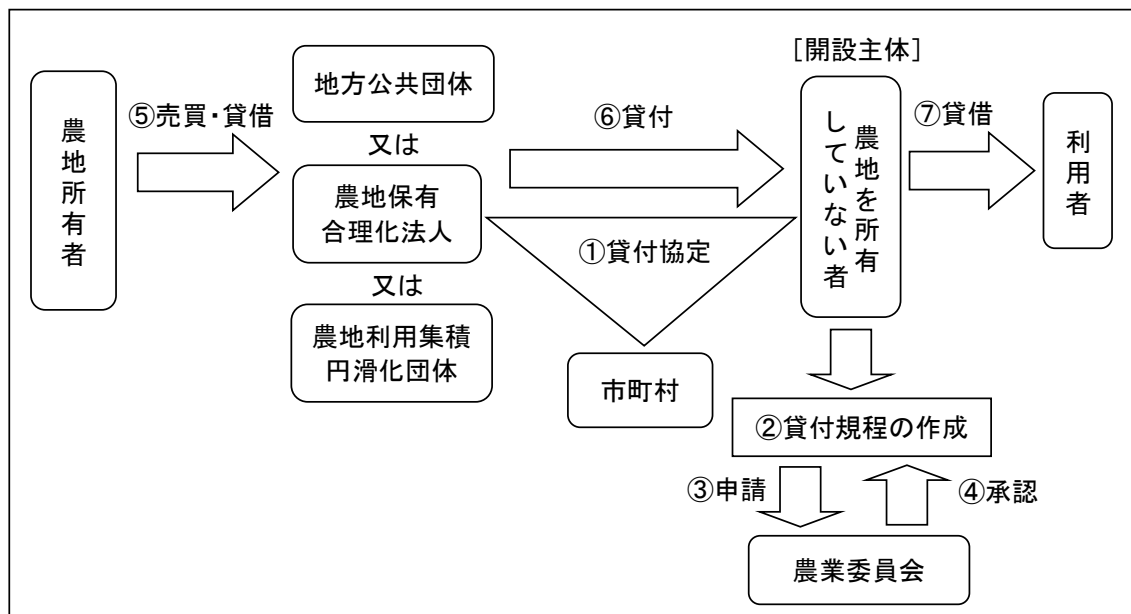
開設者は「貸付規程」を作成して、農業委員会の承認を得なければなりません。

【農家など(農地所有者)の場合】



開設希望者は市町村と、特定農地貸付けの適切な管理・運営の確保などを内容とした「貸付協定」を締結するとともに、「貸付規程」を作成の上、農業委員会の承認が必要になります。

【企業・NPO法人など(農地を所有していない者)の場合】



企業・NPO法人や農地を所有していない個人などは市町村、又は農地保有合理化法人、又は農地利用集積円滑化団体から農地を借り受けて市民農園を開設できます。

開設希望者は市町村と、「貸付協定」を締結するとともに、「貸付規程」を作成の上、農業委員会の承認が必要になります。

★用語解説

- 「貸付協定」とは、農園開設者が、市民農園として農地を適正に管理・利用することなどを約束するため、農地の所在する市町村と締結する協定です。(借り受けた農地で開設する場合には、借り先である地方公共団体、又は農地保有合理化法人、又は農地利用集積円滑化団体も含めた三者で締結します。)
- 「貸付規程」とは、農園開設者が農園利用者へ農地を貸し付ける際のルール(開設する農園の地番や面積、利用者の募集や選考の方法など)を定めた規程です。
- 「農地利用集積円滑化団体」とは、農地の所有者の委任を受け、代理として農地の貸付けなどを行う面的集積組織(JAなど)です。
- 「農地保有合理化法人」とは、農地の売買や賃借を実施する法人(都道府県農業公社)です。
- 「農業委員会」とは、市町村の執行機関として、設置が義務づけられており、農業・農業者の公的代表機関です。農地に関する各種許可などの権限を有しており、農業の担い手の育成、農地の有効利用など農業振興業務も行っています。

★お問い合わせ

※開設手続きの詳細については、市町村または、JAの市民農園担当窓口にお尋ね下さい。